

仕様書

- 1 件名 普通乗用車の売却
- 2 売却物件 普通乗用車1台（議長公用車）
トヨタクラウンハイブリッド ロイヤルサルーン
- 3 施行場所 浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所
- 4 履行期限 令和8年8月31日（月）
 - (1) 売却物件の引き渡しについては、令和8年8月31日（月）までに完了すること。
 - (2) 登録変更等の手続きは、履行期限までに必ず買主名で行うこと。
- 5 代金納入期限
契約締結後、本市が作成した納付書で指定する日までに支払うこと。なお、振込みした納付書を確認後に売却物件の引き渡しを行う。
- 6 契約金額
総価契約（契約額は、希望購入価格に消費税及び地方消費税の額（10%）を加算した額とする。）
- 7 売却条件
 - (1) 本契約は特定物の売買契約である。
 - (2) 売却物件については、道路運送車両法にもとづき抹消登録及び移転登録の手続きを行い、手続き完了後、本市に登録事項等証明書もしくは登録識別情報等通知書（所有者変更後のもの）の写しを提出すること。申請に必要な書類は買主がすべて用意するものとし、諸費用は買主が負担すること。
 - (3) 売却物件の搬送については買主の責任のもとで行い、搬送等に係る手続き及び費用（保険等含む）については買主が負担するものとし、引取り日時については本市と協議すること。なお、事故等が発生した場合において本市は一切の責任を負わない。
 - (4) 買主については、速やかに本市と契約書の締結を行うものとする。なお、契約書は本市より提示する契約書を使用するものとする。
 - (5) 引渡については、納付書を本市と買主の両者で確認し、本市は「委任状」、「譲渡証明書」を買主に交付する。
 - (6) 売却物件は自走可能であり、車検有効期間は令和9年7月31日である。なお、12か月点検の有効期限は令和8年7月31日で、実施していない。

- (7) その他記載のない事項においては、本市と協議し決定すること。
- (8) 買主は、本売払物件に経年劣化や損傷箇所が存在することを容認して本売払物件を買受けるものであり、いかなる経年劣化や損傷箇所が存在したとしても同存在は契約不適合に該当するものではなく、売主に対し追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認しているものといたします。
- (9) 買主は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

8 引渡す物品

- (1) 売却物件
- (2) 車両の鍵
- (3) 車両の車検証
- (4) 説明書等

9 引渡し物件詳細

- (1) 登録事項証明書に記載内容
別紙自動車検査証記録事項のとおり
- (2) 状態
 - ア 浦安市において市議会議長公用車両として使用していた普通乗用車である。
 - イ ラジオ及びエアコン等の動作は良好である。
 - ウ バッテリーは令和2年1月に交換歴があり、充電またはバッテリー交換を要することも考えられる。
 - エ 各所に細かい傷がある。
 - オ 運転席、助手席、後部シートに目立った傷はない。
 - カ 走行距離計表示値、26,621 キロメートル（令和8年5月28日）